

説 明 資 料

浄化槽の国庫補助における水質に係る基準について	1
みなし浄化槽に係る規定	2
単独処理浄化槽の違法設置に対する確認及び指導の強化について（技術的助言）	3
違法単独処理浄化槽の取り締まりについて	4
第6次水質総量規制の在り方について（答申）（抄）	6
湖沼環境保全制度の在り方について（答申）（抄）	7
個別処理の各処理形態における公共用水域への窒素排出量の違い	8
浄化槽の放流水質（窒素）実態調査	9
個別処理の各処理形態における公共用水域へのリン排出量の違い	10
浄化槽の放流水質（リン）実態調査	11
高度処理型浄化槽の整備について	12
浄化槽の使用開始からのBODの実態	13
都道府県による浄化槽管理者及び使用開始の日の把握について	14
浄化槽法の都道府県事務の権限移譲実施状況	15

浄化槽の国庫補助における水質に係る基準について

	通常型	高度処理型		
		窒素除去型	窒素及びリン除去型	BOD高度除去型
BOD除去率	90%以上		97%以上	
BOD濃度	20mg/L以下		5mg/L以下	
窒素	-	20mg/L以下		-
リン	-	-	1mg/L以下	-

みなし浄化槽に係る規定

浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）

第三条の二 何人も、便所と連結してし尿を処理し、終末処理下水道以外に放流するための設備又は施設として、浄化槽以外のもの（下水道法に規定する公共下水道及び流域下水道並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律第六条第一項の規定により定められた計画に従つて市町村が設置したし尿処理施設を除く。）を設置してはならない。ただし、下水道法第五条第一項第一号に規定する予定処理区域（同法第四条第一項の規定により国土交通大臣又は都道府県知事の認可を受けた同項の事業計画において定められたものに限る。）内の者が排出するし尿のみを処理する設備又は施設については、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する設備又は施設は、この法律の規定（前条第二項、前項及び第五十一条の規定を除く。）の適用については、浄化槽とみなす。



国総建第177号
国住指第1545号
環廃対発第040910001号
平成16年9月10日

各都道府県土木部長
各都道府県・政令指定都市建築行政主務部長
各都道府県・政令市浄化槽担当部(局)長 殿

国土交通省総合政策局建設業課長



国土交通省住宅局建築指導課長



環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
廃棄物対策課浄化槽推進室長



単独処理浄化槽の違法設置に対する確認及び指導の強化について（技術的助言）

浄化槽行政の推進については、かねてより御高配をいただいているところである。

さて、し尿のみを処理する単独処理浄化槽については、平成13年4月の浄化槽法の一部を改正する法律（平成12年法律第106号）の施行及び平成12年6月の尿尿浄化槽の構造方法を定める件（昭和55年建設省告示第1292号）の一部改正の施行により、その設置は原則として浄化槽法及び建築基準法に違反することとなった。

しかしながら、依然として、単独処理浄化槽（中古品を含む。）又はそれと同様の構造のもの（以下「違法単独処理浄化槽」という。）が便所と接続して設置される例が見受けられる。このため、浄化槽の設置等の届出の受理又は建築物の建築等に関する確認等に際して、違法単独処理浄化槽か否かの確認の徹底を図るとともに、浄化槽工事の際、違法単独処理浄化槽を設置することがないように浄化槽工事業者（浄化槽法第33条第2項の規定により浄化槽工事業者とみなされるものを含む。）及び浄化槽設備士に対する指導の強化を図られるようお願いする。

また、上記の確認及び指導に当たっては、各担当部局間において十分な連携をとられるようお願いする。

なお、貴職におかれては、管下特定行政庁及び貴都道府県知事指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知方をお願いする。

違法単独処理浄化槽の取り締まりについて

(事案 1) 型式認定を受けていない単独処理浄化槽を違法に製造した業者に罰金刑が科された事案

【経 過】

平成 14 年

2 月 浄化槽法第 13 条第 1 項違反で、(社) 浄化槽システム協会が福岡県の S 社を告発。

8 月 浄化槽法第 13 条第 1 項違反で、岐阜県の浄化槽関連業界団体が S 社を告発

12 月 福岡県警・岐阜県警合同捜査本部が S 社を家宅搜索

平成 15 年

2 月 福岡県警・岐阜県警合同捜査本部が S 社を書類送検 (罰金刑)

< 参 考 >

浄化槽法 (昭和 58 年法律第 43 号)

(認定)

第十三条 浄化槽を工場において製造しようとする者は、製造しようとする浄化槽の型式について、国土交通大臣の認定を受けなければならない。ただし、試験的に製造する場合には、この限りでない。

2 (略)

第五十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百五十万円以下の罰金に処する。

一 第十三条第一項の規定に違反して認定を受けた型式の浄化槽以外の浄化槽を製造した者

二~七 (略)

(事案 2) 型式認定を受けていない単独処理浄化槽を違法に設置した工事業者が
建設業の許可を取り消された事案

【経 過】

平成 14 年

4 月 大分県の A 社が単独処理浄化槽を違法に設置しているとの情報提供あり。

8 月末 県と地元市の環境部局が共同で調査。

11 月 県の土木部局と協議の上、建設業法第 29 条第 1 項第 6 号違反で、A 社
に対して建設業の許可を取消。

< 参 考 >

建設業法 (昭和 24 年法律第 100 号)

(指示及び営業の停止)

第二十八条 国土交通大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた建設業者が次の各号のいずれかに該当する場合又はこの法律の規定 (第十九条の三、第十九条の四及び第二十四条の三から第二十四条の五までを除き、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 (平成十二年法律第百二十七号。以下「入札契約適正化法」という。) 第十三条第三項の規定により読み替えて適用される第二十四条の七第四項を含む。第四項において同じ。) 若しくは入札契約適正化法第十三条第一項若しくは第二項の規定に違反した場合においては、当該建設業者に対して、必要な指示をすることができる。特定建設業者が第四十一条第二項又は第三項の規定による勧告に従わない場合において必要があると認めるときも、同様とする。

一・二 (略)

三 建設業者 (建設業者が法人であるときは、当該法人又はその役員) 又は政令で定める使用人がその業務に関し他の法令 (入札契約適正化法及びこれに基づく命令を除く。) に違反し、建設業者として不相当であると認められるとき。

四~八 (略)

2 ~ 7 (略)

(許可の取消し)

第二十九条 国土交通大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた建設業者が次の各号の一に該当するときは、当該建設業者の許可を取り消さなければならない。

一~五 (略)

六 前条第一項各号の一に該当し情状特に重い場合又は同条第三項又は第五項の規定による営業の停止の処分に違反した場合

第6次水質総量規制の在り方について（答申）（抄）

4 - 2 対策の在り方

3 - 1 に記したように、指定水域の水質には、陸域からの汚濁負荷及び有機物の内部生産が大きく影響しており、底泥からの溶出、干潟における水質浄化等も影響を及ぼしている。このようなことを踏まえ、次の対策を進めていくことが必要である。

（1）汚濁負荷削減対策

水質総量規制制度における汚濁負荷削減目標量については、人口及び産業の動向、汚水又は廃液の処理の技術の水準、下水道の整備の見通し等を勘案し、実施可能な限度における対策を前提に定めることとされている。

水環境の改善が必要な東京湾、伊勢湾、大阪湾においては、第6次水質総量規制における削減目標量の設定に当たって、これまでにとられた対策の内容と難易度、費用対効果、除去率の季節変動等も勘案し、効率的にCOD、窒素及び燐に係る汚濁負荷量の削減が図られるよう各発生源に係る対策を検討すべきである。

具体的な対策としては、以下に例示する各種施策が考えられ、関係者、関係機関の協力を得つつ推進することが必要である。

- 生活系汚濁負荷量は削減されてきたものの、平成11年度において、生活系汚濁負荷量が全体に占める割合は、東京湾では68%、伊勢湾では53%、大阪湾では68%と大きくなっていることから、下水道、浄化槽、農業集落排水施設等の生活排水処理施設の整備を進める。また、窒素及び燐に係る汚濁負荷量削減のために高度処理化を図り、下水道に関しては経済的手法を活用した高度処理施設の整備を推進する。なお、浄化槽の維持管理の徹底を図る。

湖沼環境保全制度の在り方について（答申）（抄）

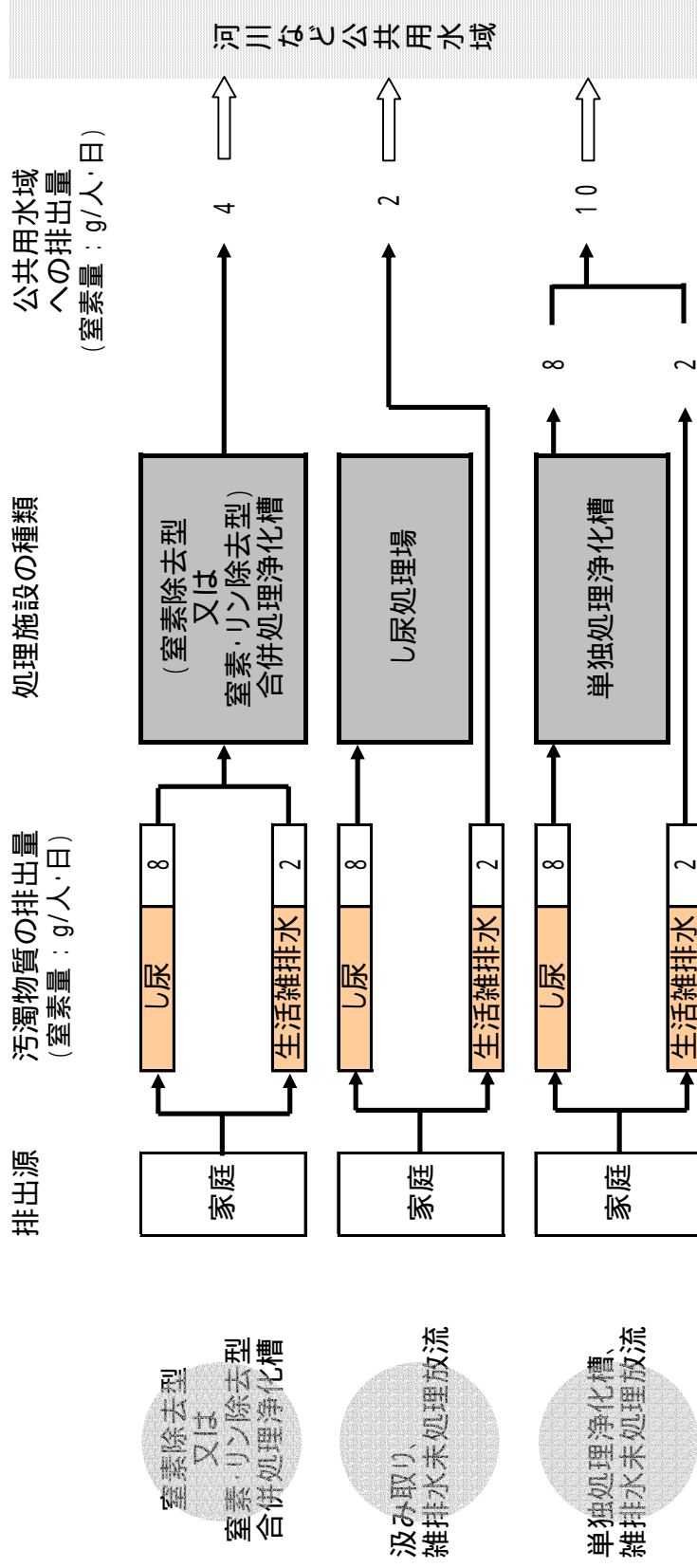
（３）特定汚染源対策の推進

ア．生活排水対策の推進

生活排水の汚濁負荷削減については、さらなる汚濁負荷削減を図る観点から、下水道等への接続率の向上、単独処理浄化槽から窒素・燐除去型合併処理浄化槽への転換、浄化槽の適切な管理の徹底及び台所等での発生源対策を引きつづき取り組むことが重要である。そのためには、こうした取組が湖沼の水環境を改善することを地域住民に十分に普及啓発していくことが重要である。

さらに、湖沼の富栄養化を防止するためには、湖沼に流入する窒素・燐の削減を強力に進めていくことが重要である。このため、流域全体における負担の公平性も勘案しつつ、下水道終末処理場等における窒素・燐の高度処理の推進、窒素・燐除去型合併処理浄化槽の重点的な面的整備を進めることが適切である。このような取組を着実に進めるためには、下水道等の高度処理施設整備や窒素・燐除去型合併処理浄化槽の技術開発・低コスト化等を経済的な手法の活用も視野に入れつつ進めることも重要である。

個別処理の各処理形態における公共水域への窒素排出量の違い



窒素除去型、又は窒素リン除去型の合併処理浄化槽の国庫補助における基準は、窒素の除去率については定めておらず、処理後の水質として窒素濃度 2.0mg/L 以下という値が定められているのみである。したがって、公共用水域への窒素排出量は、

$$2.0\text{mg/L} \times 200\text{L}(\text{家庭から一日に出る汚水量}) = 4\text{g}$$

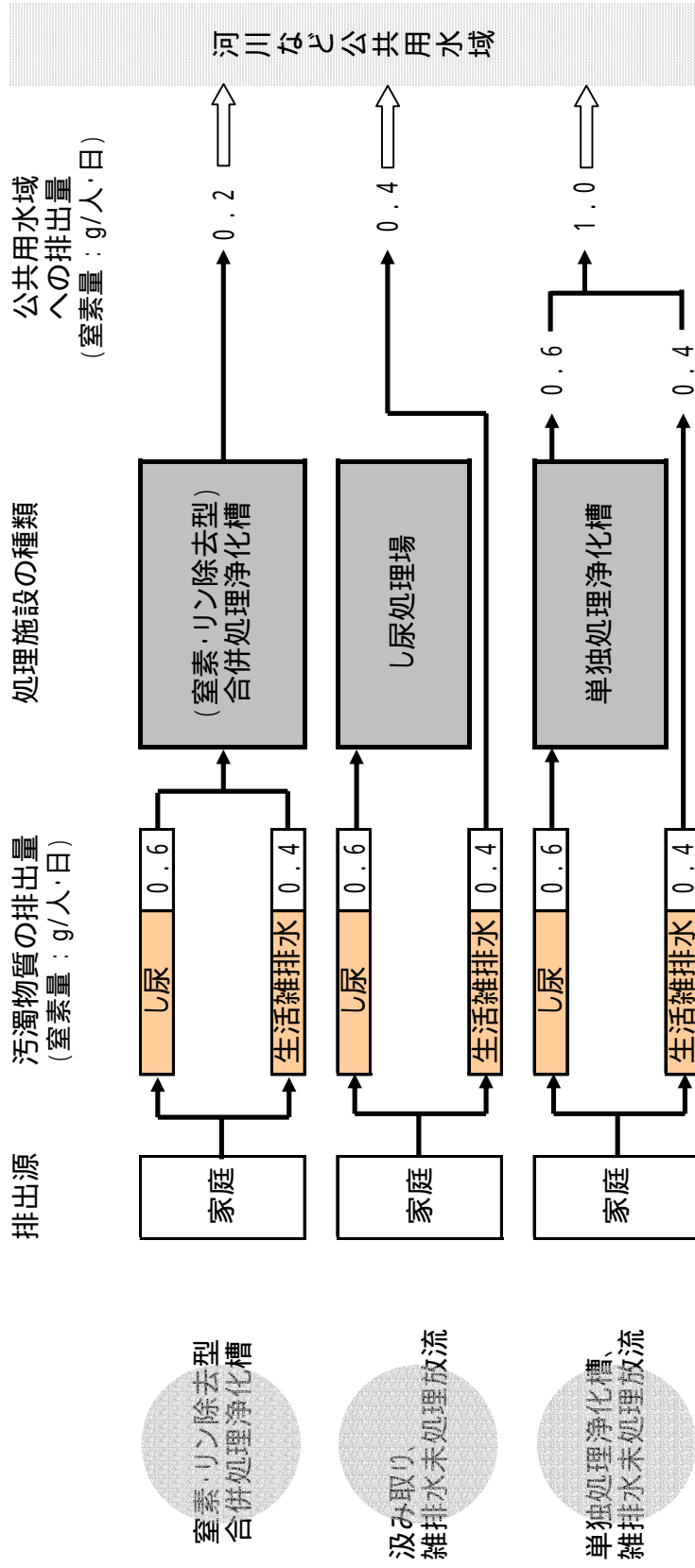
と計算によって見積もることができる。

浄化槽の放流水質(窒素)実態調査

窒素の濃度範囲(mg/L)		件数	割合
以上	未満		
0	5	4	5.6%
5	10	19	26.4%
10	15	10	13.9%
15	20	11	15.3%
20	25	9	12.5%
25	30	5	6.9%
30	35	6	8.3%
35	40	3	4.2%
40	45	2	2.8%
45	50	3	4.2%
合計		72	

(財)日本環境整備教育センターの調査データより作成

個別処理の各処理形態における公共用水域へのリン排出量の違い



窒素・リン除去型の合併処理浄化槽の国庫補助における基準は、リンの除去率については定めておらず、処理後の水質としてリン濃度 1mg/L以下という値が定められているのみである。したがって、公共用水域へのリン排出量は、

$$1\text{mg/L} \times 200\text{L}(\text{家庭から一日に出る汚水量}) = 0.2\text{g}$$

と計算によって見積もることができる。

浄化槽の放流水質(リン)実態調査

リンの濃度範囲(mg/L)		件数	割合
以上	未満		
0	1	3	4.2%
1	2	15	20.8%
2	3	19	26.4%
3	4	17	23.6%
4	5	12	16.7%
5	6	3	4.2%
6	7	2	2.8%
7	8	0	0.0%
8	9	0	0.0%
9	10	0	0.0%
10		1	1.4%
合計		72	

(財)日本環境整備教育センターの調査データより作成

高度処理型浄化槽の整備について

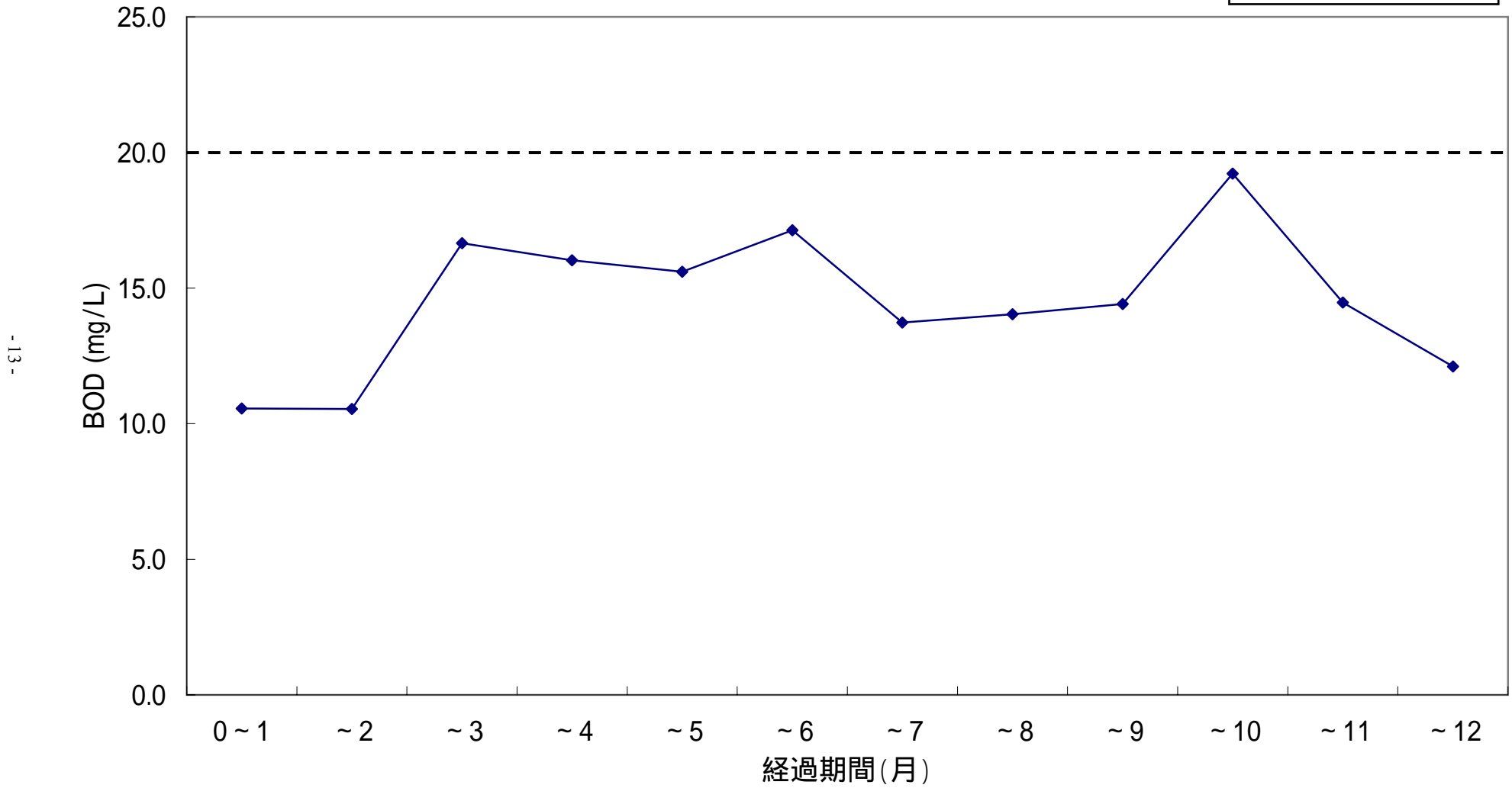
浄化槽の出荷基数(10人槽以下)

処理方式	通常型	高度 処理型	うち			合計
			窒素 除去型	窒素及び リン除去型	BOD 高度除去型	
平成 14 年度	191,222 (92.0%)	16,668 (8.0%)	16,479 (7.9%)	7 (0.0%)	182 (0.1%)	207,890 (100%)
平成 15 年度	190,374 (91.5%)	17,627 (8.5%)	17,306 (8.3%)	123 (0.1%)	198 (0.1%)	208,001 (100%)
平成 16 年度	184,108 (91.4%)	17,215 (8.6%)	16,818 (8.4%)	214 (0.1%)	183 (0.1%)	201,323 (100%)

(社)浄化槽システム協会調べ

浄化槽の使用開始からのBODの実態

調査件数：1752件



-13-

都道府県による浄化槽管理者及び使用開始の日の把握について

1. 浄化槽管理者とは

「浄化槽の所有者、占有者その他の者で当該浄化槽の管理について権原を有するもの」
(浄化槽法第7条)

(具体例)

	浄化槽管理者
持家の持主が浄化槽を所有する場合	家主
アパートに浄化槽が設置されている場合	管理人
市町村設置型浄化槽整備事業	市町村

2. 都道府県による浄化槽管理者及び使用開始の日の把握について

浄化槽法(昭和58年法律第43号)

第十条の二 浄化槽管理者は、当該浄化槽の使用開始の日から三十日以内に、環境省令で定める事項を記載した報告書を都道府県知事に提出しなければならない。

環境省関係浄化槽法施行規則(昭和59年厚生省令第17号)

(報告の記載事項)

第八条の二 法第十条の二第一項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 浄化槽の規模
- 三 設置場所
- 四 設置の届出の年月日
- 五 使用開始年月日
- 六 法第十条第二項に規定する政令で定める規模の浄化槽にあつては、技術管理者の氏名

浄化槽法の都道府県事務の権限委譲実施状況（平成16年12月末現在）

(環境省調べ)

都道府県名	委譲の有無	委譲先	設置届等の受理	設置等に係る改善勧告	工事着手までの経過期間の短縮通知	使用開始報告書の受理	技術管理者変更報告書の受理	浄化槽管理者変更報告書の受理	保守点検・清掃		報告徴収	立入検査
									助言指導等	措置命令 使用停止命令		
北海道	有	市町村										
青森県	無											
岩手県	有	一部の市町村										
宮城県	有	市町村										
秋田県	無											
山形県	有	市町村										
福島県	有	市町村										
茨城県	有	市町村										
栃木県	有	市町村										
群馬県	有	建築主事が設置されている6市へ移譲（前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、館林市）										
埼玉県	有	委譲を希望した市町村										
千葉県	無											
東京都	有	特別区(23区)のみ委譲										
神奈川県	無											
新潟県	無											
富山県	有	建築主事を置く特定行政庁であり、衛生検査部も有している（その市町村内で一連の事務処理が可能である）										
石川県	無											
福井県	無											
山梨県	有	市町村										
長野県	有	市町村										
岐阜県	無											
静岡県	無											
愛知県	無											
三重県	有	市町村 市町村の公営企業として設置・管理される浄化槽。（現在は1市のみ、市町村合併前の飯南町、飯高町分）										

浄化槽法の都道府県事務の権限委譲実施状況（平成16年12月末現在）

(環境省調べ)

都道府県名	委譲の有無	委譲先	設置届等の受理	設置等に係る改善勧告	工事着手までの経過期間の短縮通知	使用開始報告書の受理	技術管理者変更報告書の受理	浄化槽管理者変更報告書の受理	保守点検・清掃		報告徴収	立入検査
									助言指導等	措置命令 使用停止命令		
滋賀県	有	市町村										
京都府	有	市町村										
大阪府	無											
兵庫県	有	建築基準法に基づく特定行政庁となっている市町										
奈良県	無											
和歌山県	無											
鳥取県	無											
島根県	無											
岡山県	無											
広島県	無											
山口県	有	委譲を希望する市町村										
徳島県	無											
香川県	有	希望のあった市町村										
愛媛県	無											
高知県	無											
福岡県	無											
佐賀県	無											
長崎県	無											
熊本県	無											
大分県	無											
宮崎県	無											
鹿児島県	無											
沖縄県	無											